

## 石綿飛散防止専門委員会における委員意見等

## 1. 石綿飛散防止対策の強化

(1) 立入権限の強化及び事前調査の義務付け

<①一般環境への飛散防止（大防法に関連するもの）>

・立入対象（石綿使用のおそれ）の定義（建築年数、構造等）

## 【第5回石綿飛散防止専門委員会での意見等】

- 石綿使用のおそれの有無を、建築物の解体等現場で速やかに判断できる基準が必要。

## 【第1回～4回専門委員会での意見等】

- おそれ規定で立入検査を実施することとした場合、工事の一時停止命令の基準をつくる必要があるが、実際の現場での停止命令の判断は大変難しいと思われる。
- 特定粉じんの排出届けの届出のない物件について立ち入りをする場合、建設リサイクル法の届出を省庁間で利用するのがいいと思う。ただし、物件数が多いので、それだけのマンパワーがかけられるかが問題。

## 【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 行政機関の立入検査権限は、届出及び緊急性を要件としなくともよいのではないか。（近隣住民の通報等を要件とし、すべての解体工事現場について認める。）

・大気汚染防止法における事前調査の義務付けの要否

## 【第5回石綿飛散防止専門委員会での意見等】

- 事前調査を義務付けることにより立入対象を明確にすることが望ましい。  
（レベル3も事前調査対象とするが、届出まで必要とは言及しない。）
- 自主検査実施義務者は発注者であるべきだが、現実には元請等に調査を依頼することが妥当、との意見がある一方、元請に義務付けるべきとの意見もあり。
- 自主検査義務者がいずれの場合も、結果を情報共有し、発注者が石

綿の除去作業に係る適正な工期の設定や適正な費用負担を行うという形が必要。

【大気環境部会での意見等】

- 大気汚染防止法に基づく届出が出ていない現場では、特定建築材料の使用のおそれがあっても立入検査ができない。届出が出ていない現場で問題が起こっている。立入検査の在り方について検討願いたい。
- 事前調査により把握された飛散リスクの大小に応じて、行政が対応できる仕組みが必要。

【第1回～4回専門委員会での意見等】

- アスベストがあるにもかかわらず、ないという認識のもとで、届出をされないことが一番大きな問題。建築基準法に基づく建物の建築に対する届出と同じように、解体に関する届出をすべてしてもらい、その中にアスベストの有無を書いてもらうことも考えるべきではないか。
- 事前調査に関して、大防法の世界でどこまで踏み込めるのかは、かなり難しい問題。
- 事前調査の義務付けについては、他法令（石綿則、建設リサイクル法）との関係の整理が必要。

【自治体意見等】

- 事前調査の実施義務規定
- 事前調査の実施を徹底するための対策
- 事前調査の実施及び結果の報告並びに解体現場における事前調査結果の掲示義務
- 事前調査に関する現場での確認方法や記録についての規定

【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 米国における、抜き打ちの立入検査の実施の例。
- 条例により、立入検査や事前調査を全ての建築物に認めている自治体の例（石綿の有無に関わらず事前調査及び事前調査結果表示の義務があり、立入検査を実施できる。）
- 建り法では、80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事についての届出を求めている例。
- 工事の発注者及び受注者の事前調査に対する意識の向上が必要。
- 大気汚染防止法の前調査の義務付けは他の法令（石綿則、建り法）で同じ調査内容の規定があれば不要ではないか（連携し記録の共有）。

## ・立入検査時の建築材料の収去権限の追加

### 【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 行政機関の、立入検査時における建築材料の収去権限を認める。

## <②その他（他法令にも関連するもの）>

- 立入検査や事前調査を効率的に行うための台帳等の整備による情報共有が課題との指摘
- 

## （２）敷地境界等における大気濃度測定義務化及び測定結果の評価

### <①一般環境への飛散防止（大防法に関連するもの）>

## ・大気濃度測定義務の規定場所（法律：ばい煙発生施設等と同様、規則：作業基準）

### 【第1回～4回専門委員会での意見等】

- ばい煙発生施設と特定粉じん発生施設との関係を整理すべきとの指摘
- 大気濃度測定義務化と作業基準の遵守の徹底との関係についての指摘

### 【自治体意見等】

- 自主検査の実施の規定が適用される解体工事等の要件（規模等）の明確化

### 【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 条例に基づき敷地境界基準（特定排出等工事施工業者の義務）は10本/Lと規定。石綿含有建築材料（石綿含有成形板を除く）の使用面積が50m<sup>2</sup>以上の工事については、「石綿濃度測定計画届出書」の提出を求めている自治体の例。
- 周辺住民の健康リスクの回避・低減の観点から、石綿使用面積が一定規模以上の特定工事について、大気濃度測定義務化、測定結果の評価実施。超過した場合の法的措置が必要。

・大気濃度測定未実施の場合の罰則規定（ばい煙発生施設は規定有）

【第5回石綿飛散防止専門委員会での意見等】

- 大防法では、敷地境界における測定未実施に対する罰則規定を定めていないため、罰則規定を定める場合は、十分な検討が必要。

【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 住民の健康リスク回避のため、未実施の場合の罰則規定が必要である。

・大気濃度測定結果の評価方法（作業管理基準として設定、健康リスクの基準として設定）

【第5回石綿飛散防止専門委員会での意見等】

- 基準値の設定
  - 特定粉じん発生施設の敷地境界基準値（10本/L）がひとつの目安として条例等で用いられているが、建築物の解体等現場とは対象とする石綿の種類や住居等の位置が異なるため基準値の検討が必要。
  - 健康リスクの観点では、ばく露する期間を24時間、非常に短時間を1, 2日又は1週間程度とするのかを念頭に置いて、評価基準を定めることが必要。
  - 工事現場について、健康リスクで基準値を設定するのは、適切ではない。
  - バックグラウンド濃度より高い濃度の場合を作業場から飛散しているとする考え方もある。
- 行政措置
  - 濃度測定の結果が判明するまでの間、次の作業に進まないことは、アセスメントも同じような考え方であり、非常に重要。
  - 調査結果が判明するまでの間、解体作業を停止するとした場合、長時間作業を停止させるのは課題が多い。簡便な1次スクリーニングで確認し、疑わしい場合は厳密に調査するというような考え方もあり得る。
  - 一時停止命令の意思決定に時間がかかる場合、一時停止の措置を実施できる運用が必要。

【第1回～4回専門委員会での意見等】

- リスク評価と中環審答申の考え方との整合につき検討が必要。
- 海外でリスク評価がどのような測定法に基づいているかを整理して検討すべき。
- 敷地境界 10 本/L の基準が、0.1 本と比べて 100 倍のオーダーとだけ言うと、色々と影響が大きい。
- $10^{-5}$  をベースに考え、解体現場から出さない対策をとるのが合理的。
- リスクアセスメントの考え方も踏まえて、マネジメントの中で発がん物質をどう扱うのかについて整理していただきたい。

【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 敷地境界基準（10 [f/ℓ]）について、1989 年に設定されたものであるが、96 年答申の立場から基準の妥当性について改めて検討すべきではないか。
- USEPA や産業衛生学会による評価を前提とした場合、96 年の答申で示された値（ $10^{-5}$ ）に対応する濃度は、0.1 [f/ℓ] のオーダーである。
- 米国 EPA は、発がん物質に関しては、リスク論に基づくアプローチがとられ、居住者の長期間曝露を対象にした生涯死亡リスクを 1 万分の 1（ $10^{-4}$ ）以下に抑えるレベルを検討。アスベストについては、クリアランス基準として 0.9 [f/ℓ] と設定。
- 管理のための目安を考える場合は、リスク評価における不確実性の考慮、空間的・時間的特性、中環審答申との整合性が課題となる。

・ 大気濃度測定結果が基準値を超過した際の対応（作業基準遵守命令、一時停止措置命令、罰則）

【第1回～4回専門委員会での意見等】

- 調査義務としての測定と立入検査での測定がある場合に、調査結果が異なった場合の対応方法を明確にする必要がある。

【自治体意見等】

- おそれ規定で立入検査を実施した場合、特定建築材料の使用の有無が判明するまでの間における工事の一時停止命令等の規定が必要。

【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 超過した場合一時停止を命じ、従わない場合は罰則適用が必要である。
- 石綿濃度の測定結果の取扱いとしては、基準値は設定していないが、行政指導の目安

として、大気濃度測定の結果が1本/Lを超えた場合には、「石綿が飛散した」と解釈し、行政指導を実施している自治体の例。

### (3) 大気濃度測定に係る試料採取及び分析

#### ア. 測定方法について

<①一般環境への飛散防止（大防法に関連するもの）>

#### ・大気濃度の測定方法

##### 【第5回石綿飛散防止専門委員会での意見等】

- 測定は、漏洩の有無の確認を目的とすべき。
- 総繊維数を対象とする簡便な方法で測定するのが現実的な対応ではないか。
- 濃度測定を義務付ける場合は、サンプリング方法、分析方法など、マニュアル類を整備する。また、速やかに結果が得られる測定方法が求められる。
- 周辺の解体作業現場等からの粉じん等、濃度測定時における周辺環境から受ける影響を検討する必要がある。
- 石綿が飛散した場合に速やかに工事を停止させるため、ある程度の講習を受けた者が、現場で同じ測定結果を得ることができる迅速方法を整理する必要がある。

##### 【大気環境部会での意見等】

- 管理は総繊維やリアルタイムモニターなど迅速な分析が有効との指摘
- 現在、実施されている大気濃度測定方法を整理し、測定目的に応じ、どの測定方法を優先させるのか検討願いたい。
- 大気濃度測定について、1日で結果が判明できるものとするか。あるいは測定結果が判明するまで、次の作業に進まないようにする方法も考えられる。

##### 【自治体意見等】

- 簡便で迅速な測定方法の選定が必要。
- 安価で精度の高い測定機材の選定が必要。
- 石綿使用のおそれを現場で速やかに判断可能な方法の検討

- 簡易的な大気濃度測定手法とその評価指針の設定が必要。

【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 市販されているリアルタイムモニターは、実際の実証試験が不足しているのが現状。

<②その他（他法令にも関連するもの）>

・大気濃度の測定場所（敷地境界、建屋境界、養生周辺等）

【第1回～4回専門委員会での意見等】

- 今のサンプリングは、養生シートを外すときだけ外に出ていかないということだけを規定していて、作業中は養生をすれば出ていかないという考え方となっているが、除去中の屋外は測定義務は必要ないのか。
- 排気口のフィルターから漏れいするというのが結構大きいという話がある。排気口の出口で総繊維数の測定をして、中の管理状態を把握するとともに、敷地境界での測定の結果をあわせて見ることも一法。排気口の出口の測定で問題がなければ作業を継続させる。そして、排気口の出口で漏れいが疑われれば、作業を中止させ、石綿の測定結果が出てから、また作業の継続をさせるかどうかを考えるという方法もある。

・大気濃度の測定対象物質（総繊維、石綿繊維）

【第1回～4回専門委員会での意見等】

- 罰則の適用には石綿繊維の正確な分析が必要。
- 海外でリスク評価がどのような測定法に基づいているかを整理し検討すべき。（再掲）

イ. 測定の信頼性の確保について

<①一般環境への飛散防止（大防法に関連するもの）>

・測定及び分析事業者の登録制度の要否

【第5回石綿飛散防止専門委員会での意見等】

- 測定又は分析を行う事業者の登録や認証制度を確立することが必要。

#### 【大気環境部会での意見等】

○分析事業者の登録制度の必要性について検討する必要がある。

#### 【自治体意見等】

○石綿分析業者の認定制度（例：ダイオキシン類受注資格審査）が必要。

#### 【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 適切な分析機関、分析技術者が分析しているか。価格の安い業者へ依頼しがち。工事業者が関連企業に分析依頼するケースもある。装置、設備があれば誰でも分析して報告書がだせる（作業環境測定機関や計量証明事業所でなくでもよい）。
- 電子顕微鏡の分析をしなければいけない場合に、分析走査型電子顕微鏡とか分析透過型電子顕微鏡を持っていない分析機関が多いので、その部分は、やはり外部に再委託せざるを得ない状況がある。こういった部分については、外部に再委託するときは適切なルールのもとに管理するということが必要になってくる。
- 除去業、測定業のライセンス制または登録制と、違反による資格停止などが必要。（廃掃法の許認可が参考：違反業者の許可取り消し。違反者名付き経歴データベース作成。土対法の人材の品質確保の資格・研修体制の例。）
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関制度、ダイオキシン類についての精度管理指針に基づく資格審査の例
- 正当な対価が得られるよう、ある程度公的なところで目安になる価格を提示することも一法。

#### ・第三者による精度管理の要否

#### 【第5回石綿飛散防止専門委員会での意見等】

○ 第三者が工事を管理するような制度はコストがかかるが非常に重要。現行制度に組み込むか、議論が必要。

#### 【大気部会での意見等】

○ 測定データが不正確だと対策がとられないという問題が生ずる。データ偽造や不正確な扱いについては罰則が必要。

#### 【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 測定データの精度管理については、『位相差法は包括的な精度管理が行なわれている

場合に限り信頼できる』（WHO）との指摘もあり、精度管理が重要。

- 日本環境測定分析協会の技術レベル向上のためのプログラムでは、分析技術者のグレードについて、日本作業環境測定協会による精度管理、クロスチェックの中での評価を、適切な技術者がいるかどうか判定する一助としている。分析機関の一覧は、協会に参加している計量証明の事業所・機関に対してアンケートに基づくもの。
- 日本作業環境測定協会では、合格者の技術力の持続性については、人事の配置の変更で分析業務から離れる可能性なども考慮して、例えば、B・Cランクで2年間、Aランクで3年間という認定期間を設けている。
- 登録者名については、日本作業環境測定協会のホームページに掲載しているほか、分析機関、自治体、工事業者等を対象とする各種講習会でPRを行っている。
- 精度管理については、日本作業環境測定協会も、日本環境測定分析協会も、1本1本の繊維の数え過ぎや見落としを確認して、分析者の判別能力を判定されており、ほぼ同じ基準で行われていると考えられる。
- 日本環境測定分析協会の技能向上プログラムで行っているのと同じ方法による精度管理試験が、既に海外でも試行され始めており、そこで採用されている国際的な評価基準というものを活用することも考えられる。

#### ・ 試料の保存義務及び試料の提出を求める権限の要否

##### 【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 試料の保存義務及び試料の提出を求める権限が必要。

#### ・ 大気濃度測定の結果を報告する義務の要否

##### 【自治体意見等】

- 測定結果の報告義務が必要。

##### 【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 敷地境界基準の遵守状況確認のため、測定結果の報告が必要である。

<②その他（他法令にも関連するもの）>

#### ・ 発注者が解体工事と大気濃度測定を分離発注することの要否

#### 【大気部会での意見等】

- 利益相反関係にある工事施工者と調査者を分離して発注することは重要。

#### 【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 米国での利益相反関係の排除規定の例
- 補助金事業や地方公共団体発注工事における石綿対策工事と環境濃度測定分離発注の試行も検討すべき。
- 測定業者の客観性の担保のため、調査、解体工事、アスベスト除去工事、測定を分離して発注し、管理することが必要。
- 元請が解体工事と大気濃度測定を分離発注することは必要。現状でも行われている。

#### (4) 発注者による配慮

##### <①一般環境への飛散防止（大防法に関連するもの）>

#### 【第5回石綿飛散防止専門委員会での意見等】

- 石綿を使用した建築物の所有者又はその建築物の解体を発注する者は、その解体をするというところに着目すると、大気汚染の原因者であるという位置付けになると思われる。  
また、これらの者が何らかの責務を負う場合は、専門的な知識を有する者のサポートが必要との視点が必要となる。
- 発注者と元請業者は一体と考えて良い。発注者に届出義務を課すことは十分にありうる。しかしながら、発注者は必ずしも石綿の除去について専門家ではないので、請負事業者が記載し発注者が確認して提出することも考えられる。
- 発注者の費用負担をいかに適正に行わせるかは非常に重要なポイントであり、家電リサイクル法のようなある程度の費用をアバウトな形でもいいから示すための整理が必要。

#### ・発注者の配慮規定の拡充の要否

#### 【第1回～4回専門委員会での意見等】

- 発注者の配慮について、現状、罰則がないことは問題ではないか。
- 配慮規定に関しては、特に、最初の施主が費用負担をしないと、お金がもともと出

てこないで、どうしても不十分な解体を石綿に関してしてしまうという、極めて重要な、一般的な問題があり、施主に関しては費用負担の問題が特に重要ではないか。

## ・発注者の責務規定の位置づけの要否

### 【大気環境部会での意見等】

- 個人や小規模事業者を含む発注者に一定の義務を負わせるのであれば、受注者した事業者からの（調査の必要性や結果等についての）説明義務も設けることが必要。
- 他法令の責務規定と関係は考慮するが、環境の観点から、責務の必要性を議論する必要がある。
- 発注者に過度な責務を負わせるよりも、既存の法令の遵守や、専門知識を有するべき施工業者への指導等が優先されるべき。
- 発注者が適切な対策を取るための費用を負担することが必要。

### 【第1回～4回専門委員会での意見等】

- 配慮規定に罰則をつけようとする、何を義務づけるかという部分が非常に重要になってくる。その議論を抜きに、責任強化というばかりでは問題がある。
- 業者についてみても、発注者も様々であり、大手の不動産会社のように、こういった工事発注を常時やっている発注者もいれば、町場の併設住宅で、鉄骨造2階建てで耐火被覆を使っている建物の工事発注者もいて、そちらの発注者のほうが圧倒的に数から言えば大きいため、発注者そのものを層別しないことには、義務づけの話の内容が変わってくるので、十分配慮して検討を進めるべき。
- 特に重要と思われるのは、所有者の責任と請負業者の責任の関係を考えて、両方に責任を負わせる必要があること。また、所有者は全体的な、統括的な責任を負っていて、請負業者は自分の業務の範囲で、より専門的なことについての責任を負うということになるのではないか。
- 所有者の責任規定については、日本でも、土対法で所有者の責任と書いてあるが、同様に自治体によっては、いわゆる廃棄物の不法投棄についても、投棄者の責任だけではなく、投棄された土地所有者の責任というのを条例で明記している例がある。
- 発注者の責務というのは明確にする必要は絶対ある。
- 発注者による配慮はぜひとも必要。解体現場でやることについて、発注者の工期とか金額の話の配慮がなければ何もできない。
- 基本的に解体業者の責任ではなく、発注者の責任だというぐらいのつもりで考えるべき。

- 発注者という言葉が明確に定義する必要がある。
- 施主が費用負担をちゃんとされていないことが色々なことに影響しているという話があって、その義務づけとか工夫をしないといけないのではないかと。
- 結局は、いわゆる解体を発注する、建物所有者に対してどれだけの責務を負わせるかということが最大の問題。いろんな法律をチェックして、建物所有者に対する責務というものをきちっと押さえることが重要。そんなに知識のない建物所有者にそこまで責務を負わせるのかという指摘はあったが、逆に言うと、それぐらいの責務を持って建物は所有すべきである。
- 発注者は投資の何%かをアスベスト対策にかけて欲しい。

#### 【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 米国では、所有者は、違法行為は所有者も対象になり、罰金を払うことになってしまふということで、違法行為をしてはいけないという意味で、お金がかかるということは理解している。日本の現状のように、安くどんどんお金が下がっていくという構造的な問題は、所有者の責任というのを強くする形で、所有者が適正なコストを認識していくという形で解消できるのではないかと。
- 米国では、アスベスト以外では土壌のスーパーファンド法で、所有者だけでなく銀行や投資家まで責任が問われる。このため、罰金に加え、民衆の訴訟が起きており、特に、アスベストの場合は、アスベストに曝露された被害者から事業者に加え、ビル所有者や関係した会社・メーカーも訴えられて、億円単位のお金が取られる。所有者にはそっちの抑止力も大きい。だから、そういったことに巻き込まれてはいけないという意識がある。
- 発注者だけではなく、事業者と発注者とのバランスというものも考える必要がある。現状では、発注者は配慮義務だけで、ほとんど責任を問われていないという法体系になっている。このことによって、事業者が安全な工事をしようという費用を発注者に出させるという方向に議論が向かわない。このため、事業者、発注者の両者に対して責任が分担されるべき。これにより、発注者と事業者双方がリスクコミュニケーションに参画したり、工事費用が事業者が安全性を高めるような工事に結びつくと考えられる。
- 建設業者としては、発注を受けたときに、建物全体、アスベストの対策工事について技術提案をし、その提案のもとにコストを決め、元請として受注しているので、費用の面に関しては適正な発注者からの取り決めに従って適正な値段で受注をしていると考えている。
- 発注者責任、それから、元請責任、これは法令によってかなり使い分けられている。

例えば、廃棄物処理法というときには発注者は全く出てこなくて、元請責任だけ。ところが、フロンとか石綿になると発注者が登場する。受益者責任という観点からもう少し発注者責任を強化することは考えられる。

- 最初のオーナー、所有者というところまで行かなければいけない。
- 所有者の立場では、国が認定した建築資材を採用していたことを考えれば、すべての責任を負うべきと考えは受け入れづらい。
- 米国では、建物所有者（施主）や管理者（元請）に重い責任を与えている例
- 建り法、土対法では発注者、土地所有者等が届出者となっている例
- 廃棄物処理法や、フロン・石綿に関する制度での発注者の責任の規定の例
- 事業者、発注者の両者に対して責任が分担されるべきとの指摘

<②その他（他法令にも関連するもの）>

- 適切な処理工事をできる業者に適正な価格・納期で発注することが必要。

#### **（５）法令の徹底と透明性の確保**

<②その他（他法令にも関連するもの）>

・アスベストの飛散防止対策の重要性についての周知

#### **【第5回石綿飛散防止専門委員会での意見等】**

- 国民に石綿の問題を周知徹底する必要があると思う。

#### **【第1回～4回専門委員会での意見等】**

- 法律ができていても、いかに周知徹底させるかが大きな問題になる。
- 国民や発注者（施主）である建築物の所有者等に対する制度の周知・啓発が重要との指摘

#### **【ヒアリング対象者からの意見、事例等】**

- 国民及び郵便事業者等に対し、啓発活動をさらに強化し、監視・通報の役割を期待する。

・特定粉じん排出等作業である旨の掲示、特定粉じん排出等作業の公開の要否

【第5回石綿飛散防止専門委員会での意見等】

- 特定粉じん排出等作業の届出を受けた自治体は何らかの形で公表するということが重要と思う。

【第1回～4回専門委員会での意見等】

- 住民からの通報をある程度重視することは考えた方がいい。全体について、第三者が管理する視点をどこかで入れないと、石綿の飛散というものを完全に防止するという事は難しい。
- NPOを含む第三者が入ることが重要。
- あまり十分でないようなことをされている場合に、報告を公表するということが必要な面もあるのではないか。（そこにまだ石綿が舞っていれば、人が近づかないほうがいい場合も考えられる。）

【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 近接範囲の利用者には除去工事の情報開示をしている取り組み例。
- 条例に基づき、事前調査結果の掲示等により住民への周知を実施している例
- 施工者に、対外的掲示板を義務付けるべき（ただし、厚労省等の掲示板との整合性に留意）。近隣住民に対する現場の公開は、安全面等の理由から好ましくない。

（6）特定建築材料以外の石綿含有建材を除去するにあたっての石綿飛散防止対策  
＜①一般環境への飛散防止（大防法に関連するもの）＞

・特定建築材料以外の石綿含有建材の除去作業に係る作業基準の設定及び届出の要否

【第5回石綿飛散防止専門委員会での意見等】

- 吹付け石綿の対応を優先的に考えてほしい。
- スレート建材について、オーストラリア、韓国で個人住宅にも使用され、また、韓国の一部の地域では積極的使用された経緯もあり、オーストラリアや韓国の例を見ながらもう少し時間を掛けて検討した方がよい。

【大気環境部会での意見等】

- 把握が困難な特定建築材料以外の石綿含有建材についての対応が課題である。

【自治体意見等】

- 大気汚染防止法に規定する「特定建築材料」以外の石綿含有建築材料の使用建築物の解体作業等において、例えば湿潤化の設置あるいは手ばらしによる取り外しということでの作業基準を設定する必要がある。
- 湿潤化の実施や手作業による取り外し等の作業基準の設定、届出義務規定及び立入検査権限の付与。

【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 石綿含有成型板（いわゆるレベル3）の工事の事前調査届出を条例で義務付け、全県に立入検査を実施している自治体の例（作業基準の遵守、掲示板の設置状況の確認、携帯型石綿分析装置による事前調査の実施状況を調査）
- 調査対象の半数で届出に記載がない石綿含有成型板が見つかっており、戸建て住宅でも対策が必要。認知度向上が必要。
- 石綿含有建材からの飛散状況を把握し、飛散する可能性のある除去作業については、作業基準を設定することが必要。
- 費用対効果から、届出は不要とし、通報、立入検査で対処するのが好ましい。

<②その他（他法令にも関連するもの）>

【第1回～4回専門委員会での意見等】

- 成型板等の除去の作業基準の検討にあたっては、石綿則等の作業基準との整合性に留意すべき。
- 工事件数も多く、物件も解体事業者も様々であるため、届出等の負担・実行可能性について検討が必要。
- レベル3に関して、作業基準、事前調査を定めることで、廃棄物への移行・混入も防止できるのではないか。
- 使用中の煙突など規制外で飛散対策が必要なものについて検討が必要。

【自治体意見等】

- 特定建築材料と特定建築材料以外の石綿含有建材の区分の明確化。
- 飛散のおそれの有無の判断根拠の提示が必要。

【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- アスベスト調査として、吹付けアスベスト以外に成形板も含めて調査している取り組みの例。
- 米国では、成形板がアスベスト粉じんを発生させることを前提に、隔離養生・除塵機設置を求めている例。

(7) その他

<②その他（他法令にも関連するもの）>

・アスベスト除去後の完成検査の要否。

【第5回石綿飛散防止専門委員会での意見等】

- 完成検査は第三者が何らかの形で行うことが必要。

【第1回～4回専門委員会での意見等】

- 除去後の室内濃度の測定を行政がやるのか、あるいは第三者機関とか分析機関がやるのかが重要。
- 完成検査・完了報告制度の実施主体や、建り法及び廃棄物処理法等との関係も含めた実施可能性についての検討が必要。

【自治体意見等】

- 作業完了報告を義務化すべき。

【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 目視で完成検査をしている取り組みの例。
- 海外で、除去後・養生撤去前に室内濃度測定を曝露防止対策として実施している例
- 除去作業後の確認は、業者全体のレベルアップになる可能性がある。
- 完成検査は理想的だが、行政事務量を鑑み現実的には困難。完了報告制度は、建り法及び廃棄物処理法等と併せれば、実現性は高い。

・事前調査及び事前調査に基づいた工事がなされるよう第三者が管理することの要否

### 【第5回石綿飛散防止専門委員会での意見等】

- 元請の影響を受けない第三者が全体のプロセス管理を行う、または行政の元に第三者委員会を設立して事前調査から一貫した管理を実施するような方法を検討する必要があるのではないか。

### 【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 米国では、対策工事監視者が、ビルオーナーに代わって、アスベスト対策業務が計画通りに安全に、適法に行われたかどうかを監視する例。
- 米国では、アスベスト対策の実施者と、クリアランスサンプリング調査・分析の実施者や、アスベスト対策計画の策定者との分離を求めている例。
- 事前調査の実施機関や特定工事業者に係る制度について国レベルでの検討が必要。

## ・罰則の強化及び違反した者への対応（公表等）について

### 【第1回～4回専門委員会での意見等】

- 現在、罰則が弱いので、諸外国と比べても罰則の強化はかなり重要な視点。

### 【自治体意見等】

- 技術・知見を有しない解体業者の排除対策が必要。

### 【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 米国での厳しい罰則適用・摘発の例、資格認定登録者や違反者等のデータベース管理の例。
- 強制力のある法律にするには、違反を発見したら、解消するまで工事ストップすることが必要。
- 違法な工事の罰則・罰金の強化、違法な工事の直罰化が必要。抑止力として廃棄物処理法違反罰金3億円に近い罰則が必要。
- 罰則強化には合理性があるが、実際に摘発、適用がなければ有名無実。
- 業許可及び資格者に関し、規制を強化すべき（優良業者認定制度等も有効）。
- 全国解体工事業団体連合会の解体工事施工技士という資格制度を20年間やってきた。民間資格として実施している現状では、石綿関係の問題はゼロではないが非常に限られている。

## ・その他の意見

### 【第5回石綿飛散防止専門委員会での意見等】

- 法律用語、専門用語の定義や用語集の作成を要望。
- 土対法のような一定のものについて、履歴調査を義務付け、時期的なランク分けを行う等調査の密度を変える方法もありえる。
- 石綿を除去する業者の登録制度を制定するかどうか。自治体等が名簿の管理を行い、違法な行為等があれば登録の取り消しを行う等業者の技量を保証する仕組みが必要。

### 【大気環境部会での意見等】

- 労働、環境、建築の各制度をうまく組み合わせて共同で一体的に働く仕組みにする必要がある。（石綿則の事前調査を環境でも活用、建り法の届出を石綿則についても活用など）

### 【第1回～4回専門委員会での意見等】

- 環境汚染防止に重点を置いた、制度改正についての議論が必要。
- 現場での取引慣行なども考慮した、我が国で受け入れられる、望ましい仕組みのあり方についてさらに議論が必要。
- 長期的・統一的な視点での石綿規制・建物解体等に関する制度の検討も必要。
- 例えば、水質汚濁防止法や大気汚染防止法など、届出等の際に関与する関連法の一覧表を作って、届出者に各法律を全部クリアしていることを確認する。例えば、建築基準法で、建物の建築確認をする時も同じようなことを建築部局がやっている。そういうことが重要であり、何か指導でできないか。

### 【自治体意見等】

- 大気汚染防止法その他、関係法令ごとにできる限りの飛散防止対策を推進すべき。
- 関係部署との足並みをそろえた対策推進のため、他法令と十分に調整が必要。
- 石綿関連法規を所管する機関が、関連する法令に基づく情報を共有し、効率的な行政指導を実施すべき。

### 【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 建り法の届出の情報を建築部局・環境部局等で共有する取り組みの例。
- 費用補助と環境課から一步踏み込んだ形の専用相談窓口の設置が必要。

